

○財務省
経済産業省 告示第八号

外国為替取引等取扱業者遵守基準を定める省令（令和五年財務省、経済産業省令第一号）第二条第一号イの規定に基づき、外国為替取引等取扱業者遵守基準を定める省令第二条第一号イの規定に基づき、主務大臣が指定する特定の者等を定める件（令和五年五月財務省、経済産業省告示第五号）の一部を次のように改正し、令和六年四月一日から適用する。

令和五年十月二十七日

財務大臣 鈴木 俊一

経済産業大臣 西村 康稔

第二十五号を削り、第二十六号を第二十五号とし、第二十七号を第二十六号とする。